

第5次男女共同参画プランの策定について（答申案）

1. 第4次男女共同参画プランの評価・総括について

（1）総論

指標については、21指標のうち、令和4年度時点で6指標が目標値を達成しているものの、目標値を達成できない指標や目標値は達成しているものの数値が下降している指標があります。

一方、事業を推進する担当課の評価は、170項目のうち158項目がA（達成できている）またはB（ほぼ達成できている）の評価となっていることから、達成状況は良好であり、各課がプランに掲げた事業を計画どおり実施してきたといえます。

指標からみた達成状況は芳しくないものの、事業としては順調に達成されている状況から、指標と事業内容の乖離が伺えます。

第5次プランでは、指標の項目についても第4次プランの評価・総括や社会情勢の変化を踏まえ見直しを行うとともに、その妥当性や適格性を十分に検証した上で指標を作成し、事業の達成状況が指標へ反映されるよう作成することが必要です。

（2）各論

ア 基本目標Ⅰ 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり

今後も、意識づくりのための情報提供や理解促進に向けた講座等の実施により、広く市民を対象にした事業の実施が必要です。

また、教育や学習の充実を図り、学校教育や家庭教育等の場における男女共同参画や人権教育を推進することで、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに取り組んでいくことが必要です。

イ 基本目標Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり

一人ひとりが活躍できる環境づくりに向けて、働く場における男女共同参画の推進に向けた取組が必要です。また、市の審議会等における女性の参画の促進に向けても取組を進めることが必要です。

ウ 基本目標Ⅲ 生涯を通じて誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

誰もが健康で安心して暮らせる社会づくりを目指して、環境の

整備が必要です。防災分野における男女共同参画の推進及び多様な人々へ配慮した取組を行ってください。また、あらゆる暴力の根絶と被害者支援を行っていくことが求められます。

エ 基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実

第4次プランでは、プランの進行管理について事業達成度を目標値として設定していましたが、数値ではなく事業内容で把握することが必要です。第5次プランでは、計画全体の進捗状況を確認し、報告することを求めます。

2. 第5次プランの骨格について

(1) 基本理念について

市民一人ひとりが多様な生き方を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる流山を目指して

(2) 基本目標・基本的課題について

Ⅰ 男女共同参画をすすめる意識づくり

- ・男女共同参画への意識づくり
- ・男女共同参画に関する教育の充実

Ⅱ あらゆる分野で活躍できる環境づくり

- ・働く場における男女共同参画の推進
- ・政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

- ・あらゆる暴力の根絶
- ・防災分野における男女共同参画の促進
- ・誰もが安心して暮らせる環境の整備

(3) 施策の方向性について

- ・性別にかかわらず、平等な社会の実現に向けては、一人ひとりの意識を変えることが重要であり、ジェンダー平等に向けた意識形成のための教育や研修の充実を図られたい。
- ・働く場や政策・方針決定過程への女性の参画を推進するためには、環境を整備し、女性のエンパワーメントを引き出す取組を実施されたい。
- ・あらゆる暴力の根絶に向けて、相談窓口の一層の周知を図り、関係機関及び関係各課と連携し支援体制の充実を図られたい。

- ・防災施策においては、平常時の備え、避難生活において、男女共同参画の視点を取り入れた施策を実施されたい。

3. その他について

(1) プランの名称について

当該計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画基本計画ではあるが、社会環境の変化に対応した副題を検討されたい。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律への対応について

令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律については、第8条第3項において、市町村基本計画の策定が努力義務とされていることから、それらに対応した計画とされたい。